



有限会社 ウンピング・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピング神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.198 2018年08月02日

アルゼンチン商標：異議申立制度の変更

2018年07月19日にアルゼンチン商標局は公報において決定No. P-183/2018を公告した。

当該決定の主要目的は命令第 27/2018 号の内容を承認する法律第 27.444 に含まれる新商標異議申立制度を規定することである。新異議申立制度に関する改正の要点は以下の通りである。

* 和解による異議申立取下げの期間

アルゼンチン特許庁 (APTO) が出願人に異議申立を通知した後、出願人は和解により異議申立を取下げるための期間として 60 日プラス 3 ヶ月の猶予を与えられる。

* 異議申立人による承認、理由補充及び証拠提出

和解で異議を解決できない場合は、上記期限の終わりに APTO は異議申立人に異議申立の承認、理由補充及び証拠提出のために延長できない 15 稼働日を通知する。

この目的のために、異議申立人は 8,500 アルゼンチン・ペソの公費を支払わなければならない。公費が期限内に支払われなかった場合、APTO は異議申立を無視して、異議申立人は異議申立の関心を失くしたものとみなす。

* 出願人への異議申立の通知及び出願人による答弁及び証拠の提出

APTO は出願人に異議申立の通知をする。出願人は通知を受けた後、延長できない

15 稼働日内に答弁書及び証拠を提出しなければならない。公費の納付は不要である。

* 証拠の提出

APTO はどの証拠を認めるか決定し、証拠提出の期間（40 稼働日を超えない）を定める。証拠提出期間の終わりに、APTO は両当事者に 10 稼働日内に最終答弁書を提出するよう通知する。

* APTO の決定及び控訴

APTO は異議申立に理由があるか否か決定する。APTO の決定の通知から 30 稼働日内にその決定に対して控訴することができる。控訴状は APTO に提出して、その後、関係書類は連邦控訴裁判所に移送される。

新異議申立制度は 2018 年 09 月 17 日に施行され、APTO が通知し和解が成立していない異議申立係属案件すべてに適用される。

(出典 : BALDER)